

9 総合支援法・ 児童福祉法 に基づく各種 福祉サービス

福祉サービスの内容は、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、生活介護（デイサービス）などの介護給付と自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援、移動支援や日中一時支援などの市が行う地域生活支援サービスなどがあります。

1 障がい福祉サービス等の利用までの流れ

障がい福祉課へサービス利用の申請をします。

計画相談を実施している相談支援事業所と契約し、サービス等利用計画案（以下「利用計画案」といいます。）の作成を依頼します。

必要に応じて、障がい支援区分の認定を受けます。

障がい福祉課へ利用計画案を提出します。

サービス内容や支給期間が決定し、受給者証が交付されます。

相談支援事業所が、利用計画案をもとに、サービス提供事業者等と調整し、サービス等利用計画（本計画）を作成、提出します。

サービス提供事業者と契約します。

サービスの利用を開始します。

※ 相談支援事業所がモニタリングを実施します。

※ 相談支援事業所が定期的に面接を実施し、利用状況の検証を行い、利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

2

障がい福祉サービス等

内 容	<p>入浴や排泄、掃除や洗濯など必要に応じてヘルパーを利用したり、デイサービスなど日中活動の場へ通うことができます。また、障がい児が、身近な地域で療育を受けたり、放課後や夏休み等における居場所を確保する事ができます。サービスを利用するためには、認定調査に基づく障がい支援区分の認定が必要な場合があります。サービスの内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問系 ……身体介護・家事援助・通院等介助・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障がい者等包括支援 2. 日中活動系 ……生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・短期入所（ショートステイ）・自立生活援助・就労定着支援・就労選択支援 3. 居住系 ……施設入所支援・共同生活援助（グループホーム） 4. 児童発達支援 ……未就学の障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 5. 放課後等デイサービス ……就学している障がい児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 6. 保育所等訪問支援 ……訪問支援員が保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。 7. 相談系 ……計画相談・地域移行支援・地域定着支援 	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6212 FAX 84-5764

3

地域生活支援サービス

内 容	<p>外出する際にヘルパーを利用したり、日中一時支援（日帰りショートステイ）を利用する事ができます。サービスを利用するためには、障がい支援区分に係る認定調査が必要な場合があります。サービスの内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移動支援 ……外出時に介助が必要な障がい者・児について移動の支援を行います。 2. 地域活動支援センター ……創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を行います。 3. 日中一時支援 ……日中の活動の場を提供し、見守りや訓練などの支援を行います。 4. 訪問入浴 ……ヘルパーの利用や日中活動において入浴できない重度の肢体不自由者に移動入浴車で入浴の支援を行います。 	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6212 FAX 84-5764